

第1章 交通安全計画について

1 交通安全計画について

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、この法律に基づき、狛江市においても関係機関・団体の協力のもと、様々な交通安全対策を推進し、交通事故防止に努めてきました。今後においても、「人にやさしいまちづくり」を目指した上で、さらに安全で円滑な交通社会の確保に向けた取組を推進し、総合的かつ計画的に実施していくために、前計画の終了年度に伴い、狛江市交通安全計画を改定しました。